

株主各位

第17回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

- | | |
|--|---------|
| 1. 事業報告 |1 |
| 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制 | |
| 2. 連結計算書類 |6 |
| 連結注記表 | |
| 3. 計算書類 |13 |
| 個別注記表 | |
| 4. 株主総会参考書類（別添） | |
| ①パナソニック株式会社の定款の定め | |
| ②パナソニック株式会社の最終事業年度（平成27年3月期）に係る計算書類等 | |

本内容は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、
当社ホームページ(<http://is-c.panasonic.co.jp/>)に掲載しているものです。

パナソニック インフォメーションシステムズ株式会社

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

[1] 基本理念

当社の取締役、執行役員、その他使用人は、「私達は、ユーザーフレンドリーの追求 ハイテク・マインドの徹底 チャレンジ精神とスピード感あふれる行動により、新しい価値の創造に邁進します。」との経営理念、および「綱領」「信条」「私たちの遵奉すべき精神」をよるべき経営の根幹として、職務の執行を行う。

[2] コーポレート・ガバナンス体制

(1) 目的

当社は、当社の企業価値を最大化することを目的として、定款および取締役会が定める社内規則に従い、「執行」「統制」「監督」の観点から最適なコーポレート・ガバナンス体制を構築する。

(2) 体制

当社の取締役会は、10名以内の取締役で構成し、当社の業務執行の決定と監督を行う。

この取締役会が決定した方針に基づき、社長の統率のもと、業務執行を担当する取締役および執行役員（以下、あわせて「担当役員」という）は、当社の事業活動の責任者として効率的かつ適法に業務の「執行」を行う。また、当社の事業活動の信頼性と健全性の確保を目的として、CSRM(*)・内部統制担当取締役を設け、当社の業務執行全般に対する「統制」活動を行う。

社外取締役は担当役員の業務執行に対して、独立した立場で効率性および適法性の観点から「監督」を行う。また、監査役は、法令および監査役会が定めた社内規則に従い、独立した立場において、適法性の観点から当社の業務執行を監査する。

(*) CSRM：「CSR (Corporate Social Responsibility)」と「Risk Management」の総称

[3] 業務執行に関する体制

1. 基本体制

(1) 業務執行の計画

当社は、連結ベースで、中期経営計画、年度経営方針を策定する。これを受け、取締役または執行役員は、経営上の目標数値、その他の必要事項を含んだ事業計画を策定する。担当役員、その他使用人は、中期経営計画、経営方針、事業計画を重要な経営目標として職務の執行を行う。

(2) 業務執行の推進体制

取締役会は、業務執行を効率的かつ適法に推進することを目的として、その決議により、担当役員の担当職務の分掌を取り決め、また、主要な組織を設置して、その責任者となるべき重要な使用人の任免を行う。

(3) 業務執行の決定

取締役会は、「取締役会規則」の定めるところにより、会社法その他の法令および定款に定める事項ならびに重要な業務執行を決定し、それ以外の業務執行については、「決裁規程」に従い、社長または社長から権限委譲を受けた、担当役員その他重要な使用人が、これを決定する。

(4) 業務執行の推進

取締役会は、業務執行を効率的に行うため、「取締役会規則」および「執行役員規則」に基づき、必要に応じて執行役員またはその他使用人を取締役会に出席させ、業務執行に関する決定事項の伝達や具体的な業務執行につき、取締役と執行役員、その他使用人との相互連携を図る。

また、担当役員および重要な使用人以上の職制により構成される「経営検討会」を設け、社長による統率、担当役員および重要な使用人間での情報共有を図る。

(5) 業務執行の評価

取締役会、取締役または執行役員は、取締役、執行役員、その他使用人の職務を評価し、任用および報酬を決定する。特に、社長および担当役員の評価については、その重要性を考慮し、別に定める適切な評価基準に基づき、取締役会に於いて審議を行い、最終的に取締役会がこれを決定する。

2. コンプライアンス体制

取締役、執行役員、その他使用人は、「企業倫理規程」の定めるところに従い、「パナソニック行動基準」および「コンプライアンス・ガイドブック」を基本原則として、公正で誠実な事業活動を行う。また、「企業倫理通報ライン」を利用し、法令違反および不正行為の早期発見に努める。

社長を委員長とする「企業倫理委員会」および倫理担当取締役は、全社倫理推進活動を行い、また、事業場にも適切な組織・責任者を設け、事業場の企業倫理推進活動を行う。

3. リスク管理体制

(1) 平常時

当会社の事業活動におけるリスクマネジメントについては、「リスクマネジメント規程」に従い、事業場の担当役員、職能ごとの担当役員が一体となって行い、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」が、これらのリスクマネジメント活動を効率的かつ効果的に推進する。

取締役、執行役員、その他使用人は、事業年度ごとにリスクを収集・分析・評価し、リスクへの対策を講じる。

(2) 緊急時

取締役、執行役員、その他使用人は、当会社の経営に重大な影響を及ぼす危機的状況が発生した場合、「リスクマネジメント規程」に従い、危機管理の組織体制を編成し、当会社の信頼性と将来価値の保全のために対策を講じる。

4. 情報管理体制

取締役は、会社法の定める法定備置書類・その他法令によって保存が要求される重要書類、重要会議の議事録、決裁書、契約書等の重要情報について、法令および社内規則に従い、保存および管理を行う。

その他、「情報セキュリティ基本規程」その他の個別の社内規則に基づき、当社が保有する情報およびそれが記載・記録された書類、電子データの保存および管理を行う。

これらの情報の保存および管理を徹底するため、「全社機密情報管理統括責任者」および「全社情報セキュリティ管理委員会」を設け、また事業場ごとに適切な組織を設ける。さらに、当社では、全社において個人情報の取扱いを適切に行っている事業者が付与される「プライバシーマーク」を、また、組織の情報セキュリティマネジメントシステムが適切に実施されている事業者が付与される「ISMS」(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得しており、これらの基準に従った情報管理体制とする。

5. 内部監査体制

当社ならびに当社の子会社および関連会社（以下、あわせて「グループ会社」という）の会社方針の徹底状況や業務の実態を調査し、経営の合理化および経営効率の増進に寄与するとともに、法令、定款、社内規則の運用状況を確認することにより、厳正な業務の遂行と内部牽制体制の整備、確立を図り、錯誤、不正等の事故を未然に防止することを目的として、内部監査部門を設ける。

内部監査部門は、社長直轄とする。

当社およびグループ会社の内部監査は、「内部監査規程」に従い行う。

6. 財務報告体制

取締役、執行役員、その他使用人は、社内規則・基準に従い、事業活動を適切に行い、重要な経営情報、業務執行の状況を取締役に適切に報告する。

また、関係する取締役、執行役員、その他使用人は、事業年度ごとに、これらの活動を点検する。内部監査部門は、これらの活動をモニタリングし、内部統制の適正性・有効性を確認した上で、社長に迅速・適切に結果報告を行う。

これらの効果的な統制に基づき、取締役、執行役員、その他使用人は財務情報にかかる書類を作成し、会計監査人および監査役による監査を受ける。

財務情報、その他の投資家に影響を及ぼす情報を開示するに際しては、「ディスクロージャー委員会」が、記載内容の妥当性および開示に関する手続きの適正性を確認する。

7. グループ経営体制

(1) グループ会社との関係にかかる体制

当社は、グループ会社の自主責任経営を尊重しつつ、当社の企業集団としての業務の適正性および効率性を確保するため、グループ会社に対して当社の経営方針・経営理念の徹底を図る。

当社は、主要なグループ会社に対して取締役または監査役を派遣し、これらの者は一定事項について、当社の社長または担当役員と協議を行う。また、主管部署を通じて、各グループ会社の経営管理、決算業務等を適正かつ効率的に行う。

(2) 親会社との関係にかかる体制

当社は、上場企業として独立した立場で経営の決定を行い、その決定の客観性を高めるため、親会社出身者以外の社外役員に適正な意見を求める。なお、一定の事項については、親会社との間で協議を行う。

【4】監査に関する体制

1. 基本体制

(1) 取締役・執行役員・使用人の義務

取締役、執行役員、その他使用人は、監査役会が制定した「監査役会規則」および「監査役監査基準」の内容を理解し、監査役会および監査役の監査活動が実効的に行われるよう協力する。

(2) 代表取締役との連携

代表取締役は、監査役会および監査役と定期的な会合をもち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、確認を行う。

(3) 内部監査部門との連携

内部監査部門は、監査役会および監査役と緊密な連携を保ち、監査役とともに適正かつ効率的な監査活動に努める。

2. 監査役スタッフ体制

取締役会は、監査役会および監査役の監査職務を補助するために業務執行者から独立した監査役室を設け、人員（以下、「監査役スタッフ」という）を配置する。この監査役スタッフの評価、配置転換については、監査役と協議を行う。

また、監査役が組織・人員の補強を求めた場合は、取締役会は、監査役と協議を行い、適切な対応をする。

3. 監査役への報告体制

取締役、執行役員、その他使用人は、当会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した場合は、これを直ちに監査役会に報告する。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 パナソニック ネットソリューションズ株式会社
ヴィ・インターネットオペレーションズ株式会社
松下情報システム（上海）有限公司

松下情報システム（上海）有限公司は平成27年2月15日の出資持分の取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を平成26年12月31日としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、松下情報システム（上海）有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

商品・製品・貯蔵品……………移動平均法

仕 掛 品……………個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

市場販売目的のソフトウェアおよび収益の獲得を目的とした自社利用のソフトウェアについては、将来の収益が確実と認められる期間（3年以内）、社内利用による費用削減が確実なものについては、社内での利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末までの貸倒実績が僅少であるため、一般債権に係る実績繰入率を零としております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 棚卸資産の内訳

商品及び製品	330百万円
仕掛品	125百万円
貯蔵品	10百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 8,234百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式 10,656,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月19日 取締役会	普通株式	346	32.50	平成26年3月31日	平成26年6月3日
平成26年10月22日 取締役会	普通株式	346	32.50	平成26年9月30日	平成26年11月28日
計		692			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年5月21日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議する予定であります。

- ① 配当金の総額 346百万円
- ② 1株当たり配当額 32.50円
- ③ 基準日 平成27年3月31日
- ④ 効力発生日 平成27年6月5日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。
受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は全て上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	190	190	-
(2) 受取手形及び売掛金	8,738	8,738	-
(3) 工事未収入金	1,606	1,606	-
(4) 預け金	18,474	18,474	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	327	327	-
(6) 支払手形及び買掛金	(3,182)	(3,182)	-
(7) 未払法人税等	(822)	(822)	-
(8) 未払金	(2,280)	(2,280)	-
(9) リース債務	(124)	(123)	1

(注) 1. 負債に計上されているものについては、()で示しております。

2. 金融商品の時価の算定および有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 預け金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 投資有価証券
これらの時価については取引所の価格によっております。
- (6) 支払手形及び買掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (8) 未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (9) リース債務
これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,646円15銭
2. 1株当たり当期純利益	261円60銭

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	三洋情報システム（上海）有限公司
事業の内容	情報システムの開発、情報処理 など

② 企業結合日

平成27年2月15日

③ 企業結合の法的形式

現金を対価とする出資持分の取得

④ 結合後企業の名称

松下情報システム（上海）有限公司

⑤ その他取引の概要に関する事項

三洋情報システム（上海）有限公司は、10年以上の歴史と三洋電機グループ向けITソリューションを手がけてきた実績を持ち、ITスキル・業務スキルに優れ、日本語能力にも長けた人材を多数有しております。同社の子会社化により、当社とのシナジーを発揮しながら、中国におけるパナソニックグループのビジネスをより強力で支援することを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関係会社出資金……………移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(2) 棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

- ① 商品・製品・貯蔵品……………移動平均法
- ② 仕掛品……………個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

市場販売目的のソフトウェアおよび収益の獲得を目的とした自社利用のソフトウェアについては、将来の収益が確実と認められる期間（3年以内）、社内利用による費用削減が確実なものについては、社内での利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末までの貸倒実績が僅少であるため、一般債権に係る実績繰入率を零としております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容	
						役員の 兼任等	事業上の 関係
親会社	パナソニック株式会社	大阪府門真市	258,740	電気・電子機器等の製造・販売	(被所有) 直接 63.70 間接 0.33	なし	情報システムサービスの提供等
	取引の内容			取引金額 (百万円)	科目		期末残高 (百万円)
	業務受託料			12,099	売掛金		3,305
	商品の販売等			1,111	工事未収入金		1,040
	システム開発受託料等			4,869	買掛金		1
	商品の仕入等			1,062	未払金		199
	ソフトウェア利用許諾料			96	預け金		18,051
	賃借料			556			
	短期預託			17,997			
	預託利息			41			

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

- (1) 業務受託料については、市場価格および総原価を勘案して当社希望価格を提示し、半期毎に交渉のうえ、価格を決定しております。
 - (2) システム開発受託料等については、市場価格および総原価を勘案して当社希望価格を提示し、案件毎に価格を決定しております。
 - (3) 商品の販売等および商品の仕入等については、市場価格を基に価格を決定しております。
 - (4) ソフトウェア利用許諾料および賃借料については、市場価格および提示された価格を踏まえて半期毎に交渉のうえ、価格を決定しております。
 - (5) 預託金利については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 未払金の期末残高は経費立替分を除いております。
4. 業務受託は、情報システムサービスの提供等をしているものであります。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関係内容	
						役員の 兼任等	事業上の 関係
親会社 の 子会社	パナホーム 株 式 会 社	大阪府 豊中市	28,375	住宅およびそ の部材の製 造・販売	(被所有) 直接 0.16	なし	情報システム サービスの提 供等
	取引の内容			取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
	業務受託料			1,908	売掛金	1,130	
	商品の販売等			99			
	システム開発受託料等			1,242	工事未収入金	41	
賃借料			11	未払金	0		

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

- (1) 業務受託料については、市場価格および総原価を勘案して当社希望価格を提示し、四半期毎に交渉のうえ、価格を決定しております。
- (2) システム開発受託料等については、市場価格および総原価を勘案して当社希望価格を提示し、案件毎に価格を決定しております。
- (3) 商品の販売等については、市場価格を基に価格を決定しております。
- (4) 賃借料については、市場価格および提示された価格を踏まえ、半期毎に交渉のうえ、価格を決定しております。

3. 業務受託は、情報システムサービスの提供等をしているものであります。

属性	会社等の 名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関係内容	
						役員の 兼任等	事業上の 関係
親会社 の 子会社	三洋ITソリューションズ 株 式 会 社	大阪府 守口市	100	コンピュータ 用ソフトウェア の開発および 保守・運用	なし	なし	関係会社出資 金の取得
	取引の内容			取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
	関係会社出資金の取得			238	-	-	

- (注) 1. 三洋ITソリューションズ株式会社は、平成27年3月31日をもって解散いたしました。
2. 関係会社出資金の取得については、第三者機関による評価結果を基にして取得価額を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,688円98銭
2. 1株当たり当期純利益	251円13銭